

豊岡市立こども広場及び市民交流広場の指定管理に関する サウンディング型市場調査 実施要領

1. 目的

豊岡市は、天候に左右されずに子どもたちが元気に遊べる場及び多様な人々が集い・交わる場を提供するため、豊岡市立こども広場及び豊岡市立市民交流広場を設置し、指定管理者により運営をしています。

本サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）は、次期指定管理者の選定に向け、事業者の皆様の応募意向、受託可能な業務内容、想定される指定管理料や収支計画等を把握することを目的として実施します。

2. 事業の概要

対象施設及び業務概要は、以下のとおりです。

(1) 対象施設

① 名称・所在地

豊岡市立こども広場及び豊岡市立市民交流広場
豊岡市大手町 4 番 5 号 アイティ 4 階

② 施設構成

こども広場、市民交流広場（学習室 A・B を含む）、トイレ等
専有床面積：1,311.63 m²

③ こども広場・トイレ開館時間

午前 9 時 30 分～午後 5 時

④ 市民交流広場開館時間

午前 9 時～午後 10 時

⑤ 休館日

木曜日（休日の場合は翌日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及びアイティ全体の休館日

(2) 指定管理業務の概要

① こども広場の運営管理・利用促進

- ア 見守り等の保安要員配置等子どもの安全確保を第一義とした運営体制の構築
- イ 保育士または幼稚園教諭免許保有者 1 名以上の配置
- ウ 配置した遊具の使い方指導等子どもの遊びに対する満足度を高める運営
- エ 親子のコミュニケーションを図る事業の企画
- オ ホームページ、SNS 等を活用した効果的な情報発信（市民交流広場も同様）
- カ 運営管理実施における障害者団体等活用配慮（市民交流広場も同様）

② 市民交流広場の運営管理・利用促進

- ア 多様な市民が集い交流できる空間の提供および交流事業の企画・実施
- イ 多様な人々が集い・交わるツールとしてのカフェ運営
- ウ 多様な市民が交流できる事業の企画

③ 貸館・利用料金収受業務

こども広場、市民交流広場内学習室 A・学習室 B の利用申請・許可業務、利用料金の収受、窓口・案内対応等。

利用料金は、豊岡市立こども広場及び豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例並びにそれらの条例施行規則の規定により、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

④ 施設維持管理業務

ア 清掃業務（日常清掃、定期清掃、特別清掃）

イ 施設及び遊具の保守管理業務（日常点検、専門家による遊具安全点検等）

ウ 機械・設備機器の保守管理業務（法定点検、監視・運転記録、省エネ推進等）

エ 夜間管理業務（午後 6 時～午後 10 時の監視、利用・貸館業務等）

オ 保安警備業務（防犯、防火、防災等）

⑤ ビル管理組合等との協働・その他

ア アイティ管理組合法人の管理規定の遵守及び良好な関係維持

イ アイティ自主消防組織への協力・防災訓練の実施

ウ 危機管理体制の構築（マニュアル作成、避難訓練・職員研修等）

(3) 電話等の負担区分

項目		負担区分
外線電話		
	電話回線(2回線)	豊岡市
	電話料	指定管理者
	機器	豊岡市(無償貸与)
内線電話		
	電話回線	アイティ内既設回線
	機器	豊岡市(無償貸与)
インターネット		
	通信回線	豊岡市
	通信料	指定管理者
	機器	豊岡市(無償貸与)
Wi-Fi		
	通信回線	豊岡市
	通信料	指定管理者
	機器	豊岡市(無償貸与)

(4) 備品

① 備品は、原則として市が無償貸与します。

② 滅失又は毀損による現備品の修繕、購入は指定管理者に行っていただきます。

(5) 修繕

① 施設の修繕は、指定管理者に行っていただきます。

② 指定管理者の責めに帰すべき事由以外で年度協定に定めた期間につき、1 件にかか

る費用が 20 万円を超える場合は市との協議事項とします。

(6) 保険

建物の火災保険は豊岡市が加入し、施設賠償責任保険及び第三者賠償保険は指定管理者において加入していただきます。

3. スケジュール

- (1) 参加申込期限 11 月 2 日(月)午後 5 時
- (2) 提案書等の提出期限(任意) 11 月 4 日(水)午後 5 時
- (3) サウンディング(個別対話) 11 月 5 日(木)

以下の時間帯のいずれかとし、オンラインで行います。時間は申込時に先着順で決定します。

- ① 午後 1 時～午後 2 時、② 午後 2 時～午後 3 時
- ③ 午後 3 時～午後 4 時、④ 午後 4 時～午後 5 時

4. サウンディング参加資格

本事業の指定管理者(実施主体)となり得る法人または法人のグループ等。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、豊岡市指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法および民事再生法に基づく更生・再生手続中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または豊岡市暴力団排除条例第 7 条に規定する措置の対象に該当する者
- ⑤ 市税および国税(法人税、消費税および地方消費税)を滞納している者

5. サウンディングの内容

以下の項目を中心に、柔軟かつ具体的な意見交換をお願いします。

(1) 参入意向及び運営体制

- ① 本施設の指定管理者としての参入意向
- ② 運営体制(統括責任者、有資格者の配置等)および業務範囲の実現可能性

(2) 施設運営・自主事業・利用促進アイデア

- ① 多様性を受け入れるまちづくりを推進する交流事業やカフェの運営企画・手法
- ② 親子のコミュニケーション促進、子どもの満足度を高めるプログラムや遊具活用アイデア
- ③ ホームページ・SNS 等を活用した効果的な集客・情報発信施策

(3) 施設維持管理およびコスト・収支計画

- ① 施設維持管理業務(清掃、設備・遊具点検、夜間管理、保安警備)の実施手法および効率化の工夫
- ② 指定管理料および利用料金収入の見込み・収支計画
- ③ コスト削減に向けたアイデアや効率的な運用手法

6. サウンディングの手続

(1) 参加申込み

サウンディングへの参加を希望される場合は、メール本文に次の事項をご記入のうえ、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにてご提出ください。

- ① 法人等の名称、担当者名、連絡先（電話番号及びEメール）
- ② サウンディング希望時間（指定なしを含む）
- ③ 事前質問事項（任意）

(2) 時間の確定

サウンディング申込メール受領後、電子メールにて連絡いたします。申込の翌開庁日午後5時までに返信がない場合は、お問い合わせください。ご希望に沿えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

(3) 提案書等の提出（任意）

対話を円滑に行うため、可能な範囲で提案書、資料の事前提出（電子メール）にご協力をお願いいたします。

(4) サウンディングの実施

アイデア、ノウハウ等の保護のため、個別対話形式で実施します。

7. 留意事項

① 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、指定管理者の選定に関し、優位性や選定上の加点等を付与するものではありません。

② 費用負担

サウンディングに要する一切の費用は、参加者の負担とします。

③ 追加対話等への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話をお願いすることがあります。

④ 参加事業者のノウハウの保護

サウンディングの内容は録音等により記録し、事業検討の参考にします。参加事業者の名称および事業者のノウハウ・独自のアイデア等に関する具体的な内容は非公開とします。

8. 問い合わせ・申込先

- ① 担当部署 豊岡市役所 こども未来部 こども未来課（担当：谷垣）
- ② 所在地 〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号
- ③ E-mail kodomo-mirai@city.toyooka.lg.jp
- ④ 電話番号 0796-21-9118

※サウンディングに関するご質問は、電子メールをお願いいたします。